

メールサービス契約約款

(コミュファ光メールサービス)

2021年2月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

目次

第1章 総則

第1条(約款の適用)

第2条(約款の変更)

第3条(用語の定義)

第2章 メールサービスの種類等

第4条(メールサービスの種類等)

第3章 契約

第5条(契約の単位)

第6条(メールサービス申込の方法)

第7条(メールサービス申込の承諾)

第8条(その他の契約内容の変更)

第9条(契約者回線等の利用の一時中断)

第10条(メールサービス利用権の譲渡禁止)

第11条(契約の解除)

第12条(当社が行う契約の解除)

第13条(その他の提供条件)

第4章 付加機能

第14条(付加機能の提供)

第15条(付加機能の利用の一時中断)

第16条(付加機能の廃止)

第5章 利用中止等

第17条(利用の中止)

第18条(利用の停止)

第6章 料金等

第19条(料金及び工事等に関する費用)

第20条(利用料金の支払義務)

第21条(附帯サービスに関する料金の支払義務)

第22条(債権の譲渡)

第23条(料金の計算方法等)

第24条(割増金)

第25条(延滞利息)

第7章 損害賠償

第26条(責任の制限)

第27条(免責)

第8章 雑則

第28条(利用に係る契約者の義務)

第29条(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第 30 条(サービスの提供範囲等)

第 31 条(契約者に係る情報の利用)

第 32 条(法令に規定する事項)

別記

- 1 契約者の地位の継承
- 2 契約者の氏名等の変更
- 3 メールサービスにおける禁止事項
- 4 管轄裁判所
- 5 情報提供

別表

料金表

通則

第1表 料金

第2表 附帯サービスに関する料金

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。)は、このメールサービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりメールサービス(当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後のこの約款及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定されたこの約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。)第 22 条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電子メール	メールアドレスを利用してメールサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により通信の情報の蓄積又は再生等を行うこと
メールサービス	当社より電子メールを提供するサービス
サービス取扱所	(1) メールサービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりメールサービスに関する契約事務を行う者の事業所
メールサービス契約	当社からメールサービスの提供を受けるための契約
メールサービス申込	メールサービス契約の申込み
申込者	メールサービス契約の申込みをした者
契約者	当社とメールサービス契約を締結している者
メールサービスの料金等	この約款の規定により契約者に支払っていただく料金及び費用等
利用回線	当社の光モバイル(UQ)サービス契約約款及び光モバイル(UQ WiMAX 2+)サービス契約約款に規定する光モバイル(UQ)サービス及び光モバイル(UQ WiMAX 2+)サービスの契約者回線
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 メールサービスの種類等

(メールサービスの種類等)

第4条 メールサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
メールサービス	当社より電子メールを提供するサービス

2 メールサービスには、料金表に規定する品目等があります。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1契約ごとに1のメールサービス契約を締結します。この場合、契約者は、1のメールサービス契約につき1人に限ります。

(メールサービス申込の方法)

第6条 メールサービスの申込みをするときは、当社所定の契約申込方法にて次に掲げる事項をサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) メールサービスの品目等
- (2) 契約者が希望するメールサービスの提供開始日
- (3) そのメールサービス申込の内容を特定するための事項

(メールサービス申込の承諾)

第7条 メールサービス契約は、サービス申込に対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず次のいずれかに該当する場合には、そのメールサービス申込を承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかったときは、当社は申込者に対し、その旨を通知します。なお、各号のいずれかによるものかは、当社は申込者に開示しないものとします。

- (1) 契約申込内容に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) メールサービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (3) 申込者がメールサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) メールサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(その他の契約内容の変更)

第8条 当社は、契約者から請求があったとき(別記1及び別記2に定める変更を含みます。)は、第6条(メールサービス申込の方法)第1項第1号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第7条(メールサービス申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の利用の一時中断)

第9条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断を行います。

(メールサービス利用権の譲渡禁止)

第10条 契約者は、メールサービス契約に基づいてメールサービスを利用する権利を第三者に、譲渡することはできません。

(契約者が行うメールサービス契約の解除)

第 11 条 契約者は、メールサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第 12 条 当社は、第 18 条(利用の停止)の規定によりメールサービスの利用を停止された契約者が、その事実を解消しないときは、メールサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第 18 条(利用の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 18 条(利用の停止)の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないでメールサービス契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、メールサービス契約を解除することがあります。

4 当社は、前三項の規定によりメールサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第 13 条 メールサービス契約に関するその他の提供条件については、別記1、2、3、4及び5に定めるところによります。

第4章 付加機能

（付加機能の提供）

第 14 条 当社は、契約者から請求があったときは、そのメールサービス契約について次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、メールサービスの料金又は付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は付加機能を維持することが困難である等、メールサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 付加機能の利用の請求に基づき、当社が当該付加機能の提供に係る工事を完了した日を付加機能の提供を開始した日とします。

（付加機能の利用の一時中断）

第 15 条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

（付加機能の廃止）

第 16 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、メールサービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 料金表に別段の定めがあるとき。

第5章 利用中止等

(利用の中止)

第 17 条 当社は、メールサービスの利用を中止することがあります。メールサービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページ又は電子メールにより契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の停止)

第 18 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間((1)の場合は、そのメールサービスの料金等が支払われるまでの間)、そのメールサービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第 28 条(利用に係る契約者の義務)又は第 29 条(契約者以外の者の利用に係る義務)の規定に違反したとき。

(3) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であってメールサービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりメールサービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を契約者に通知します。

第6章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第 19 条 当社が提供するメールサービスの料金は、利用料金及び附帯サービスに関する料金とし、料金表第1表及び第2表に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

2 メールサービス申込みに基づき、当社が当該メールサービスの登録を完了した日若しくは契約者が希望したメールサービス提供開始日のいずれか遅いほうをメールサービスの提供を開始した日とします。

(利用料金の支払義務)

第 20 条 契約者は、メールサービス契約に基づいて、当社がメールサービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、メールサービス契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項のほか、契約者は、次の場合を除き、メールサービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、メールサービスを全く利用できない状態が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのメールサービスについての利用料金(一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。)

3 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 第2項の規定に係わらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(附帯サービスに関する料金の支払義務)

第 21 条 契約者は、メールサービスに係る附帯サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、料金表第2表(附帯サービスに関する料金)に規定する附帯サービスに関する料金の支払いを要します。

(債権の譲渡)

第 22 条 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

(料金の計算方法等)

第 23 条 料金の計算方法並びに料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第 24 条 契約者は、料金の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあつては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 25 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合(閏年についても 365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあつた場合は、この限りではありません。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第26条 当社は、メールサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのメールサービスが全く利用できない状態(一部が全く利用できない状態を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、メールサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する次のメールサービスに係る利用料金(そのメールサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下この条において同じとします。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表(料金)に規定する利用料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりメールサービスの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(免責)

第27条 当社は、契約者がメールサービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます。)について何らの責任も負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。

2 当社は、契約者が電子メールのために情報蓄積装置に蓄積する情報の保存について、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。

3 契約者がメールサービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

4 当社は、当社及び当社以外が提供するソフトウェア等又はその他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、遺失利益及び間接損害等のあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第8章 雑則

（利用に係る契約者の義務）

第 28 条 契約者は次のことを守っていただきます。

- （1） 他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でメールサービスを利用しないこと。
- （2） 別記3に定める禁止事項に抵触しないこと。

（他人に使用させる場合の契約者の義務）

第 29 条 契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- （1） 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負っていただきます。

（サービスの提供範囲等）

第 30 条 当社は、この約款の規定によるメールサービスを日本国内に限り提供します。

（契約者に係る情報の利用）

第 31 条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、契約者連絡先電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社契約約款等又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、メールサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合があります。

（法令に規定する事項）

第 32 条 メールサービスの提供又は利用にあたり、別記の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

別記

1 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存在する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

3 メールサービスにおける禁止事項

契約者は、メールサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為
- (4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為
- (5) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (6) わいせつ、児童ポルノ、猥雑若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (7) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等。)
- (9) メールサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 他人になりすましてメールサービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為

- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為
- (13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為
- (15) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為(けん銃などの譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など)を直接的かつ明示的に請負し、仲介し、又は誘引する行為
- (18) 人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (20) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
- (21) インターネット異性紹介事業(出会い系サイト)の開設、運営、若しくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (22) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (23) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為
- (24) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為
- (25) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。
- (26) その他、法令に違反する行為
- (27) その他、当社が不適切と判断する行為

4 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

5 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

料 金 表

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 メールサービスの料金に関する費用は、このメールサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、契約者がそのメールサービス契約に基づき支払う料金を料金月(1の暦月の起算日(当社がメールサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 3 当社は、メールサービス契約者がそのメールサービス契約に基づき支払う料金のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)は暦月に従って計算します。
- 4 メールサービスの提供の開始があったとき(当該月に、その提供の廃止があったときは除きます。)は、当社は提供を開始した日を含む当該料金月の月額料金を請求しません。
- 5 メールサービス契約の解除があったときは、その解除をした日の前日(解除をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除の当日とします。)を含む当該料金月の月額利用料を全額支払っていただきます。
- 6 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (2) 第20条(利用料金の支払義務)第1項第2号の表の規定に該当するとき。
- 7 5の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第20条(利用料金の支払義務)第1項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 8 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 10 契約者は、料金について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 11 契約者は、料金について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 12 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定

する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 13 当社は、当社が請求することとなる料金について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

- 14 第20条(利用料金の支払義務)から第21条(附帯サービスに関する料金の支払義務)までの規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算した額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内容																								
(1) 品目等	<p>ア メールサービスには、次表のとおり提供の形態による区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>当社がメールアドレス及び利用回線を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>プラン1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、料金月における契約者の利用回線の提供の有無に基づき、アに規定する区分を適用します。</p>	区分	内容	プラン1	当社がメールアドレス及び利用回線を提供するもの	プラン2	プラン1以外のもの																		
区分	内容																								
プラン1	当社がメールアドレス及び利用回線を提供するもの																								
プラン2	プラン1以外のもの																								
(2) メールサービスに係る料金等の取り扱い	<p>当社は、契約者から電子メールの利用の請求があった場合は、次により取り扱います。</p> <p>ア 当社は、1契約者回線につき、次の数のメールアドレスを割り当てます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>標準数</th> <th>最大数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー3</td> <td>5のメールアドレス</td> <td>20のメールアドレス</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 1メールアドレスについて蓄積できる通信の情報量は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>標準数</th> <th>最大数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー3</td> <td>5Gbyte</td> <td>5Gbyte</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 1メールアドレスについて蓄積できる通信の保存期間は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>標準数</th> <th>最大数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー3</td> <td>365日間</td> <td>無制限</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 当社は、蓄積された電子メールの読み出しの有無に係わらず保存期間経過後、消去します。</p> <p>オ この欄による電子メールの利用に係る料金は2(料金額)に規定する付加機能利用料を適用します。</p> <p>カ メールアドレスの追加、蓄積できる通信の保存期間の増減を行った場合は、料金表通則の規定にかかわらず、利用料の取扱いは当該月の最も多く利用した数に係る利用料の支払いを要します。また、利用日数に応じた日割はいたしません。</p> <p>キ 当社は、光ネットサービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者のメールアドレスを変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ契約者に通知します。</p> <p>ク 契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割り当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。)について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、契約者からの転送機能を継続して行うことについて、光ネットサービスの提供に重大な支障があると当社が認める場合は、当社はその契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>ケ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(ウの規定により電子メールの消去を行ったことに伴い発生する損害及びカの規定により現に蓄積している通信の情報の転送の停止又は消去、若しくは電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>コ 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>	区別	内容		標準数	最大数	カテゴリー3	5のメールアドレス	20のメールアドレス	区別	内容		標準数	最大数	カテゴリー3	5Gbyte	5Gbyte	区別	内容		標準数	最大数	カテゴリー3	365日間	無制限
区別	内容																								
	標準数	最大数																							
カテゴリー3	5のメールアドレス	20のメールアドレス																							
区別	内容																								
	標準数	最大数																							
カテゴリー3	5Gbyte	5Gbyte																							
区別	内容																								
	標準数	最大数																							
カテゴリー3	365日間	無制限																							

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1 基本額

区分	料金額(1契約ごとに月額)
プラン1	300 円(330 円)
プラン2	190 円(209 円)

2-2 付加機能利用料

2-2-1 電子メールサービス利用料

区分	単位	料金額(月額)
メールアドレス追加利用料	標準数を越えて利用する場合で、1メールアドレス追加ごとに	100 円(110 円)
メール保存期間延長利用料	標準数を越えて利用する場合で、1メールアドレスでの利用につき	無料

第2表 附帯サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 附帯サービスに関する料金の適用	<p>ア 契約者からの請求により、そのメールサービスに関する料金について、利用明細書の発行を受けたときは、2(料金額)に規定する明細書送付手数料を適用します。</p> <p>イ 契約者からの請求により、そのメールサービスに関する料金について、口座振替のお知らせ等の発行を受けたときは、2(料金額)に規定する口座振替送付手数料を適用します。</p>

2 料金額

区 分	単 位	料金額
明細書送付手数料	1料金月ごとに	200 円(220 円)
口座振替送付手数料	1料金月ごとに	100 円(110 円)
備考 上記の手数料には郵送料(実費)を含みます。		

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成29年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、2021年2月1日から実施します。